

# 令和6年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

申告期限は令和6年1月31日（水）です。

- ◆提出先は、出雲市役所 資産税課（本庁舎2階）です。
- ◆各行政センターの市民サービス課でも受け付けます。  
（各行政センターでは課税説明はできかねます。）

出雲市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日（賦課期日）現在において出雲市内に所有している償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この『申告の手引き』をご参照のうえ、申告書を作成し、ご提出をお願いいたします。

## 申告の際のお願い

- ☆ 申告書を郵送で提出される場合は、今回送付した封筒を、切り取ってご利用ください。（切手代要負担）
- ☆ 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆ 申告書の提出期限近くになりますと、窓口が混雑しますので、早めの提出にご協力お願いいたします。

## 申告書提出先 及び 問い合わせ先

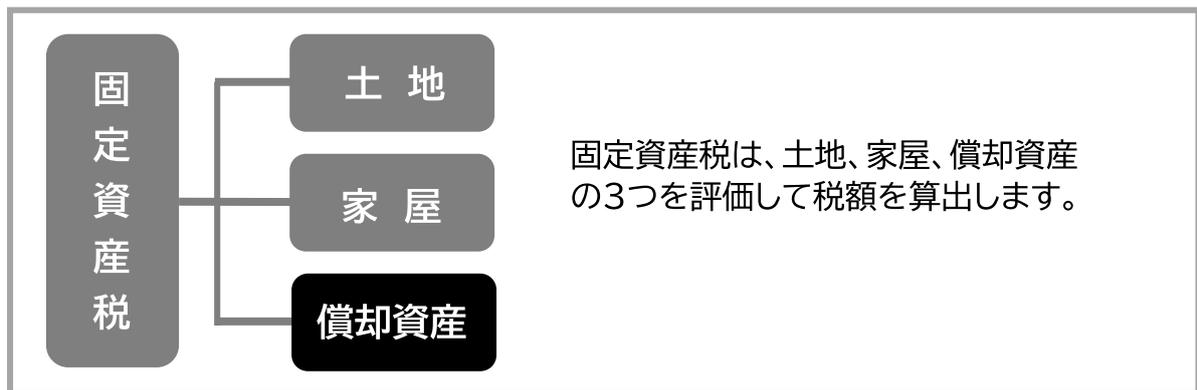
出雲市役所 財政部資産税課家屋係 [償却資産担当]  
〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地  
電話：0853(21)2211 内線 2173  
0853(21)6820 (直通)



出雲市

# 目 次

償却資産申告について	2
申告書の提出について	4
償却資産申告書の書き方	5
種類別明細書の書き方（ 増加資産・全資産 ）	6
種類別明細書の書き方（ 減少資産・修正 ）	7
申告の対象となる資産	8
償却資産の課税のしくみ	13
課税標準の特例と非課税	15
申告の誤りが多いケース	17
参考	18
その他	18



## 償却資産の税額等の算出方法

- ① 評 価… 耐用年数に応じた減価率を用い、旧定率法によって令和6年1月1日現在の価値を評価し、これが課税標準額となります。
- ② 免税点… 償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。  
※申告は必要です。
- ③ 税 率… 1.5%(税額＝課税標準額×1.5%)  
※ 償却資産を含む固定資産税の納付税額は、所得計算上、損金または必要経費に算入できます。

納期限や土地・家屋との共通項目については、出雲市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

出雲市 固定資産税



# 償却資産申告について

## ■ 申告が必要な方

---

1. 毎年1月1日時点において出雲市内で償却資産を所有されている方
2. 毎年1月1日時点において出雲市内で事業を行っている方
3. 前年度まで出雲市に資産の申告をされていた方で、廃業または資産所在地の移転に伴い、1月1日時点で1、2のいずれにも該当しなくなる方
4. 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
5. 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用されている借主の方

※ リースについては11ページに詳細を記載しています。

※ 市内の償却資産の所有形態や異動状況を把握するために上記の方へ申告をお願いしていますが、納税義務者は償却資産の所有者の方のみです。

### ◎償却資産を所有しているかわからない場合

個々の資産が償却資産に該当するか分からない → 8ページをご覧ください。

テナント等で家屋と償却資産の区別が分からない → 12ページをご覧ください。

## ■ 固定資産税における償却資産とは

---

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が所有している事業の用に供することができる構築物・機械・工具・器具・備品等の資産で、土地・家屋以外のものをいいます。償却資産の所有者は、土地・家屋の所有者と同様に固定資産税が課税されます。「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことであり、必ずしも営利または収益を得ることが目的である必要はありません。また、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も償却資産に該当します。

## ■ 国税との違い

---

法人税・所得税の確定申告と固定資産税の償却資産の申告を混同されているケースがよくあります。確定申告をしても固定資産税の償却資産では申告が済んだことにはなりませんので、ご注意ください。法人税・所得税は国の税金、固定資産税の償却資産は市の税金です。

## ■ 申告方法の種類について

---

申告方法には以下の2つの種類があります。

- ① 一般方式 … 前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方法で、評価額等の計算は市で行います。
- ② 電算処理方式 … 賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

### 申告には便利なエルタックスをご利用ください！（19ページ）

出雲市では、地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告を受け付けています。手続きの方法及び操作方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX のホームページをご覧ください。

■eLTAX ヘルプデスク電話番号 0570-081459（または 03-5521-0019）

（受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く。））

## ■ 正当な理由なく申告をされない場合や虚偽の申告をされた場合

---

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条及び出雲市市税条例第53条の規定により、10 万円以下の過料を科せられることがありますので、必ず申告期限までに申告してください。

また、申告対象の資産を保有しているにも関わらず、申告を行っていないと市で判断した場合は、地方税法第 354 条の 2 の規定により、**所得税・法人税に関する申告書の閲覧**及び必要に応じて地方税法第 353 条に基づき、**申告対象者（個人・法人）への実地調査又は関係取引先等への反面調査**を行います。

なお、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。

## ■ 本人確認のお願い

---

個人番号を記載された申告書を提出いただく場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、本人確認（番号確認、身元確認、代理権確認）を行います。なお、法人番号の場合は、本人確認は行いません。

## ■ 実地調査と遡及課税について

---

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。その際は、帳簿書類等の提出依頼や、実地調査にお伺いする場合がありますので、ご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2の規定に基づき、税務署において法人税又は所得税に関する書類の閲覧を行なうことがありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、実地調査等に伴い、申告いただいた内容の修正をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年により過年度（5年度分）へ遡及する場合がありますので、ご了承ください。

# 申告書の提出について

提出の締め切りや提出先についての基本事項は、表紙に記載しています。

## ■ 提出書類

申告者の区分	提出が必要な書類	申告の対象となる資産
初めて申告される方	●償却資産申告書	令和6年1月1日時点において所有している償却資産全て
前年度に電算処理方式により申告された方	○種類別明細書（増加資産・全資産）	
増加または減少した資産がある方	●償却資産申告書 ○種類別明細書（増加資産・全資産用） ○種類別明細書（資料用）（前年までの申告資産が印字されているもの）	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加または減少した償却資産
増加または減少した資産がない方	●償却資産申告書 18 備考欄の「資産の増減なし」に○をしてください。	
償却資産を所有していない方	●償却資産申告書 18 備考欄に「該当資産なし」に○をしてください。	
償却資産の増減以外で事業状況等に異動がある方	●償却資産申告書 18 備考欄の該当項目に○をし、括弧内に日付を記入してください。該当項目がない場合は、空欄や別紙に記入してください。 ○種類別明細書（資料用）（前年までの申告資産が印字されているもの）	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加または減少した償却資産

※償却資産申告書及び種類別明細書の記入例については、5～7ページの記入例を参照してください。

※償却資産申告に使用する様式は、出雲市ホームページからもダウンロードできます。

## ■ 申告内容確認のための資料提出のお願い

申告資産の確認のために、地方税法 353 条の規定を根拠として以下の書類の提出をお願いする場合があります。資料提出の依頼があった場合は、ご協力をお願いします。

### ①法人事業者の方

- 直近の法人税確定申告書(控)中の別表1及び16と減価償却資産個別明細書
- 減価償却資産の明細がわかる書類

### ②個人事業者の方

- 直近の所得税の青色申告決算書(控)
- 減価償却資産の明細がわかる書類

# 償却資産申告書の書き方

1. 法人・個人の所在地、代表連絡先を記載してください。(登記・住民票登録等)

2. 法人名・事業主の氏名を記入してください。

3. 個人番号または法人番号を記入してください。

4. 事業種目等を記入してください。(例 製造業、飲食業、農業、不動産賃貸業など)

5. 事業を開始した年月を記入してください。

6. 空欄部分に回答していただける方の氏名、括弧内に連絡先を記入してください。

7. 申告に税理士が関与している場合は税理士の氏名、連絡先を記入してください。

該当の年度や提出日付の数字を記入してください。

8~14. 該当するものに○をつけてください。

15 所有者住所と事業所が別の場合に記入してください。

16 リース資産がある場合には、貸主の名称、所在地、連絡先を記入してください。

令和〇年〇月〇日 令和〇年度

出雲市長殿

### 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

住所 〒693-8530 〇〇市〇〇町〇〇番地 (電話 0853-21-2211)

2 氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 △△△△ (屋号)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 製造業 (資本金等の額) (7 百万円)

5 事業開始年月 2023年 4月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 出雲 縁 (電話 0853-21-6820)

7 税理士等の氏名 税理士 島根 太郎 (電話 0853-21-6667)

1	構築物	10000000	5000000	1000000	6000000
2	機械及び装置	20000000	500000	3000000	23500000
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	正員、器具及び備品	3000000	1000000	1500000	3500000
7	合計	33000000	6500000	5500000	32000000

15 市(区)町村内における事務所等資産の所在地 出雲支店 出雲市今市町70

16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 出雲市〇〇町〇〇番地 株式会社 ××リース 0853-00-0000

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) ※該当する項目に○をつけてください。 1. 資産増減なし(異動なし) 2. 資産増減あり 3. 該当資産なし 4. 廃業・解散・転出等 (令和 年 月 日)

① R5.1.1 時点で所有していた資産の取得額合計を、資産の種類ごとに記入してください。

② R5.1.2~R6.1.1 までに減少した資産の取得額合計を、資産の種類ごとに記入してください。

③ R5.1.2~R6.1.1 までに増加した資産の取得額合計を、資産の種類ごとに記入してください。

④ R6.1.1 時点で所有している資産すべての取得額合計を、資産の種類ごとに記入してください。

この欄は電算処理方式で申告される方のみ記入してください。

17~18. 該当するものに○をつけて括弧内の日付を記入してください。その他、伝達事項があれば記入してください。

償却資産申告書は、増減のない方、昨年度が免税点未満の方、該当資産のない方、廃業された方を含めすべての方に提出をお願いしています。

# 種類別明細書の書き方(増加・全資産)

第26号様式別表1(提出用)

		令和〇年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名 株式会社 ○○○○		○枚のうち ○枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月				率	コード			
01	1		舗装路面	1	5	5	4	4000000	10				① 2 ③ 4		
02	1		受変電設備	1	5	5	5	400000	15				① 2 ③ 4		
03	2		太陽光発電設備(ABCDEF-123)	1	5	5	3	2700000	14				① 2 ③ 4	法附則 64条	
04	2		ベルトコンベアー	1	5	5	4	450000	10				① 2 ③ 4		
05	6		応接セット	1	5	5	3	330000	6				① 2 ③ 4		
06	6		パソコン	1	5	5	8	400000	4				① 2 ③ 4		
07													① 2 ③ 4		
08													① 2 ③ 4		
09													① 2 ③ 4		
10													① 2 ③ 4		
11													① 2 ③ 4		
12													① 2 ③ 4		
13													① 2 ③ 4		
14													① 2 ③ 4		
15													① 2 ③ 4		
16													① 2 ③ 4		
17													① 2 ③ 4		
18													① 2 ③ 4		
			小計	0				3663000							

次の区分に従って数字を記載してください。

- 1- 構築物、建物 附属設備
- 2- 機械及び装置
- 3- 船舶
- 4- 航空機
- 5- 車両及び 運搬具
- 6- 工具、器具 及び備品

該当の年度を記入してください。

資産の名称、品名等を記入してください。

資産の個数を記入してください。

取得年月を記入してください。  
年号 3→昭和  
4→平成  
5→令和

耐用年数を記入してください。

資産の取得価額を記入してください。取得価額には、償却資産を取得するために支出した金額が含まれます(引取運賃、荷役費、運送保険料など)。消費税を税込処理している場合は税込価額を、税抜処理をしている場合は税抜価額を取得価額として申告してください。

この欄は電算処理方式で申告される方のみ記入してください。  
なお、資産の明細は、一般資産、課税標準の特例資産、前年中の増加・減少資産の区分を明確にし、それぞれ単品ごとの評価額から課税標準額を記入してください。

該当する増加事由の番号を○で囲んでください。  
1- 新品取得  
2- 中古品取得  
3- 移動による受入れ  
4- その他

次のようなことを記載してください。  
① 地方税法上、課税標準の特例がある資産については、その適用条項を記入してください(例: 法第349条の3第1項)。  
② 短縮耐用年数を適用した資産についてはその旨を記入してください。  
③ 増加償却を行った資産がある場合にはその旨を記入してください。  
④ 市外の支店等からの移動により増加した資産についてはその旨を記入してください。(例: 〇年〇月〇〇支店より受入れ など)  
⑤ 1月1日に取得した資産についてはその旨を記入してください。(例: 1月1日取得)

注意 増加事由の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印をつけてください。

# 種類別明細書の書き方(減少資産・修正)

修正したい項目を取消線で訂正の上、提出してください。

令和 年度 償却資産種類別明細書 (資料用)

令和 年 月 日 1 頁

所有者名 株式会社

所有者コード

連番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価格(円)	耐用年数	減価残存率	令和 年度		課税の特 標準例 額
					年号	年	月				評価額(円)	課税標準額(円)	
1	1	00000000000 00000001000	緑化施設	1	平成	21	10	2 700 000	7	0.720	135 000	135 000	
2	1	00000000000 00000001001	駐車場 舗装	1	平成	21	12	1 300 000	10 <del>15</del>	0.858	164 925	164 925	10年に 修正
3	2	00000000000 00000001002	ブルドーザー	1	平成	25	2	30 400 000	6	0.681	1 520 000	1 520 000	
4	2	00000000000 00000001003	コンプレッサー	2 <del>3</del>	平成	24	9	1 400 000 <del>2 100 000</del>	7	0.720	1 094 400	1 094 400	一部売却
5	2	00000000000 00000001004	リフト	1	平成	16	4	339 000	7	0.681	1 035 120	1 035 120	
6	2	00000000000 00000001005	発電機	1	平成	19	6	230 000	7	0.681	11 500	11 500	
<del>7</del>	<del>6</del>	<del>00000000000 00000001006</del>	<del>トランジット</del>	<del>1</del>	<del>平成</del>	<del>3</del>	<del>12</del>	<del>340 000</del>	<del>5</del>	<del>0.631</del>	<del>17 000</del>	<del>17 000</del>	<del>滅失</del>
8	6	00000000000 00000001007	フルカラー複合機	1	平成	26	3	1 011 465	5	0.631	50 573	50 573	
9	6	00000000000 00000001008	パソコン	1	平成	27 <del>27</del>	9 <del>1</del>	560 000	4	0.562	28 000	28 000	取得年月 修正

例年 12 月に送付している申告の案内に種類別明細書(資料用)を使用した修正方法を例示しています。減少資産については、申告者が作成された様式、もしくは、他自治体の減少資産の様式を使用されても構いません。(減少資産の様式については、市のホームページからダウンロードできます。)

異動した事由を記入してください。

### ■ 申告の対象となる資産

---

毎年1月1日現在所有している、事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

また、償却資産の取得年月とは、原則として資産の所有権を取得し、かつ、その資産が事業の用に供することができる状況におかれた時点の年月をいいます。

なお、次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- 耐用年数が経過した償却済資産
- 未稼動、遊休状態、赤字決算等で減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- 資本的支出に該当する改良費
- 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産
- 法人税を課されない公益法人や公共法人などが所有する償却資産
- テナントの賃借人が取り付けた内装、造作、建築設備等（賃借人が申告対象者）
- 清算中の法人においても、清算事務のために使用又は他の事業者に貸し付けている資産
- 耐用年数が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産

### ■ 申告の対象とならない資産

---

次の資産は、償却資産の対象になりません。

- アプリケーション、ソフトウェア、特許権等の無形固定資産
- 商品・貯蔵品等の棚卸資産、開業費・試験研究費等の繰延資産
- 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- 少額資産に該当するもの（詳細は10ページ参照）
- 平成20年4月1日以降に締結された所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価格が20万円未満の資産

## ■ 申告の対象となる資産の具体例

### ★償却資産の対象となる主な資産の種類

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	舗装路面（駐車場の舗装）、ネットフェンス、門、塀、庭園、緑化施設、広告塔、排水溝 その他土地に定着する設備等（17ページの下図参照）
	建 物	プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物
	建 物 附 属 設 備	建築設備のうちで償却資産として扱うもの テナント（賃借人）が借家に付加した建築設備・内装（12ページ参照）
2	機 械 及 び 装 置	太陽光発電設備、工作機械、動力配線設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」）のうち作業場において作業をすることを目的とするもの、農業用機具、その他業務用設備 等
3	船 舶	モーターボート、ヨット、ボート、遊覧船、漁船、作業船、一般船舶 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99 及び 900～999」）、トロツコ 等
6	工 具、器 具 及 び 備 品	机、椅子、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、ファクシミリ、陳列ケース、パソコン、ロッカー、金庫、コピー機、医療機器、理美容機器、各種工具、カラオケ機器、パチンコ機、観賞用生物、その他営業用備品 等

※1 自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。

※2 大型特殊自動車とは

(1) 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のものです。

ア ショベルローダ（バックホウなど）、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

イ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

(2) ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

### ○小型特殊自動車

小型特殊自動車は償却資産の課税対象ではありません。軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

区 分	農耕作業用	その他のもの
大きさ	制限なし	長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.8m 以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h 未満	15km/h 以下
種 類	田植機、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン など ※乗用型が対象となります。	ショベルローダ（バックホウなど）、ロードローラ、フォークリフト など
軽自動車税（種別割）額	2,400 円	5,900 円

※軽自動車税に関する問い合わせ先：出雲市 市民税課 法人・諸税係（電話 0853-21-6703）

## ★業種別にみた償却資産の申告例

業 種	課税対象となる主な償却資産の例
共 通	タイムレコーダー、事務机、事務椅子、応接セット、エアコン、パソコン、レジスター、コピー機、テレビ、金庫、陳列棚、陳列台、陳列ケース、太陽光発電設備、看板、消火器、駐車場設備、舗装路面、門、扉、外溝、外灯、その他
農 業	ビニールハウス、耕運機、精米機、乾燥機、選別機、各種農機具、その他
漁 業	漁船、巻き上げ機、レーダー、各種漁具、無線機、その他
理・美容業	理・美容椅子、タオル蒸器、美顔器、パーマ器、消毒殺菌器、その他
飲 食 業	厨房設備、カラオケセット、冷蔵庫、室内装飾品、食卓、椅子、その他
医 業	各種医療機器(CTスキャン、心電図、手術機器、レントゲン機器、ベット、歯科及び各種診療用ユニット、)薬品戸棚、調剤機器、その他
建 設 業	大型特殊自動車、ポータブル発電機、コンクリートカッター、水中ポンプ、足場、ランマー、コンパクター、各種工具、その他
不動産貸付業	駐車場設備、車止め、外溝、植栽、フェンス、物置、ゴミ置き場、自転車置き場、ルームエアコン、その他

## ■ 少額資産等の取扱い

償却資産の申告の対象から除外される少額資産とは、地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、次のものになります。

- 取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金または必要な経費に算入したもの
- 取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの。なお、租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告対象となります。

●:申告対象、×:申告対象外

償却方法	資産の取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却 (*1)	●	●	●	●
一時損金算入	×	—	—	—
3年一括償却	×	×	—	—
中小企業特例 (*2)	●	●	●	—

※ 表内で申告対象となっている資産であっても、地方税法施行令第 49 条ただし書により、法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産については、その取得価額が 20 万円未満のものは償却資産の申告対象外となります。

\*1 個人の方が、平成 10 年 4 月 1 日以降開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産については、すべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

\*2 中小企業特例を適用できるのは、租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 により、平成 15 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに取得した資産です。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

## ■ リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方（法人）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している方（法人）に申告していただく場合があります。

大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (申告必要)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、これまでどおり所有者である賃貸人（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

## ■ 建築設備における家屋と償却資産の区別

建築設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっています。

家屋における建築設備とは、家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものをいいます。

これに対し、償却資産における建築設備とは、家屋の所有者と同一人が所有する設備で、主に次のとおりです。

- (1) 構造的に簡単に取り外しのできるもの
- (2) そのものの効用にしたがって他に転用できるものであって、そのもの自体に資産価値のあるもの
- (3) 家屋と一体となって効用を発揮するものであっても、家屋自体の効用を高めないもの
- (4) 家屋から独立した機械設備としての性格を有するもの
- (5) 特定の生産又は業務の用に供するもの

主な例は、次ページの表を参照してください。

### テナント(賃借人)が自費により借家に付加した建築設備等について

貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される「家屋の所有者以外の者」が自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作及びこれらに附帯する建築設備等については、次ページの表の区分に関わらず、全てテナント等の所有する償却資産として申告していただくこととなります。(地方税法第343条第10項、出雲市税条例第35条第8項)

★家屋と償却資産の主な区分

設備等の種類	設備等の種類	設 備	区 分		
			家屋	償却資産	
建設工事	内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作 等	○		
電気設備	受変電設備	設備一式		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		○	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式			○
		屋内設備一式		○	
	電力引込設備	引込工事、屋外の配線		○	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備			○
		上記以外の設備		○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○
		配管・配線等		○	
	LAN 設備	設備一式			○
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器			○
		配管・配線等		○	
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ			○
配管・配線等			○		
避雷設備	設備一式		○		
火災報知設備	設備一式		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○	
		屋内設備、配管、高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○		
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備			○
		屋内の配管 等		○	
	衛生設備	設備一式 (洗面器、便器等)		○	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ 等			○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備 等		○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛け型)、特定の生産または業務用設備		○	
		上記以外の設備		○	
	換気設備	特定の生産または業務用設備			○
上記以外の設備			○		
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○	
		エスカレーター、エレベーター 等	○		
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等のサービスに関わる設備、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○
		上記以外の設備		○	
洗濯設備	事業用の洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、寮・病院等の洗濯設備			○	
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (つい立て)、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪機、ごみ処理設備、郵便受け、宅配ボックス、カーテン・ブラインド 等			○	
外構工事	外構工事	工事一式 (門・塀・緑化施設等)		○	

## 償却資産の課税のしくみ

償却資産の評価は償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本とし、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

### 【評価額の算出方法】

	償却資産評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × 減価残存率 $(1 - R \times \frac{1}{2})$
前年前に取得した資産 (R5年1月1日までに取得した資産)	前年度評価額 × 減価残存率 $(1 - R)$

- (注) 1. R = 固定資産評価基準別表 15 の減価率 (次ページ参照)  
2. 減価残存率は小数点第 3 位未満切捨て

## ■ 計算例

評価額の算出方法及び税額計算例です。

なお、一般方式で申告される方は、実際の評価計算等につきましては、市で行いますので、申告の際に算出していただく必要はありません。

下記の資産を取得した場合

品名	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率
複合機	R 4. 5	1,250,000 円	5年	0. 369
舗装路面	R 5. 1	2,384,000 円	15年	0. 142

固定資産税にかかる償却資産の評価額は、下記のとおりになります。

品名	評価額
複合機	(前年度評価額) 1,250,000 × 0.815 = 1,018,750 円 (今年度評価額) 1,018,750 × 0.631 = 642,831 円
舗装路面	(今年度評価額) 2,384,000 × 0.929 = 2,214,736 円
合計金額	642,831 + 2,214,736 = 2,857,567 円

上記の計算例のとおり算出された個々の資産の評価額を合計して、課税標準額とします (千円未満切捨)。上記の場合は、2,857,000 円が課税標準額です。

よって合計税額は、2,857,000 円 (課税標準額) × 1.5% (税率) = 42,800 円 (百円未満切捨) となります。

## ■ 評価額の最低限度

償却資産における評価額が、計算の結果として取得価額の 5% を下回った場合は、取得価額の 5% が評価額となります。

## ■ 消費税額について

種類別明細書に記載する取得価格について、法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合には消費税額を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税額を含んだ額となります。

## ■ 取得価格について

他より購入した場合はその購入価格、自己の建設・製造等の場合は、その建設・製造等に要した金額です。

原則として所得税や法人税等の取扱いと同様です。

## ■ 耐用年数について

減価償却資産の取扱いで使用する「耐用年数」とは、減価償却資産を通常の用途で使用した場合、通常予定される効果を上げることができると見込まれる年数のことです。

総務省告示「固定資産評価基準」で、償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の別表に掲げる耐用年数によるものとする定められています。

そのため固定資産税（償却資産）においては、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第一、第二、第五および第六の耐用年数を適用することになります。

耐用年数の例については、市のホームページで確認してください。

### ★減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
	R	1-R/2 (A)	1-R (B)		R	1-R/2 (A)	1-R (B)
16	0.134			16	0.134	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.972	0.944

# 課税標準の特例と非課税

## ■ 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3及び第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。国税における租税特別措置法の適用を受ける資産が、直ちに固定資産税の特例資産に該当するものではありませんので、ご注意ください。

なお、該当する償却資産を所有されている方は、適用要件を証明する書類（申請書、認定書、設置届出書等）の写しを添付するとともに、種類別明細書の備考欄に適用条項を記載して申告してください。

### ★課税標準の特例（抜粋）

地方税法	資産の種類	特例の内容等	適用期限	特例措置の適用を受ける者	
第349条の3 第5項	内航船舶	価格の1/2	なし	当該船舶の所有者	
地方税法 附則第15条	第25項 第1号(イ) 第2号(イ)	再生可能エネルギー事業者 支援事業費に係る補助を受けた 太陽光発電設備	最初の3年度分 発電量1000kw未満 価格の2/3 発電量1000kw以上 価格の3/4	R6.3.31 までに取得	当該償却資産の所有者
	第25項 第1号(ロ) 第2号(ロ)	再生可能エネルギー事業者 支援事業費に係る補助を受けた 風力発電設備	最初の3年度分 発電量20kw未満 価格の2/3 発電量20kw以上 価格の3/4	R6.3.31 までに取得	当該償却資産の所有者
	第32項	企業主導型保育事業用資産	最初の5年度分 価格の1/2	R6.3.31 までに取得	当該償却資産の所有者
	第45項	中小企業者等が中小企業 等経営強化法に基づき取得した 先端設備※	【賃上げ表明あり】 最初の5年度分 価格の1/3	R5.4.1～ R6.3.31 までに取得	中小企業者等
	【賃上げ表明あり】 最初の4年度分 価格の1/3	R6.4.1～ R7.3.31 までに取得			
	【賃上げ表明なし】 最初の3年度分 価格の1/2	R5.4.1～ R7.3.31 までに取得			

※特例適用後の課税標準額は、評価額に上記の割合を乗じた額となります。

※R5.3.31までに取得した先端設備については、課税標準の特例が異なります。詳細は資産税課までおたずねください。

上記の図は、令和5年11月現在の法令です。今後の税制改正等により変更になる場合があります。

## 適用要件を証明する書類（一例）

### 先端設備(附則第15条第45項)

- ・先端設備等導入計画認定書(写)
- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)
- ・工業会等が発行した先端設備等に係る生産性向上要件証明書(写)
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(該当の場合)

※申告者がリース会社の場合のみ以下の書類も必要

- ・リース契約書(写)
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写)

### 再生可能エネルギー発電設備(附則第15条25項)

#### 太陽光

- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写)
- ・出力規模や設備の概要が確認できる資料(仕様書等)

#### 風力、水力、地熱、2万kw未満のバイオマス

- ・経済産業省(またはJPEA)が発行する再生可能エネルギー発電設備に係る認定通知書(写)
- ・設備の概要が確認できる資料(仕様書等)
- ・電力受給契約のご案内(申込書等)の写し

★お問い合わせの多いものについて記載しております。上記以外の場合はご連絡ください。

## ■ 非課税について

---

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

どのような資産が適用になるか、申告に伴う添付書類についてなど、詳細は資産税課までおたずねください。

## 申告の誤りが多いケース

### ① テナント(賃借人)が自費により借家に付加した建築設備等について

貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される「家屋の所有者以外の者」が自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作及びこれらに附帯する建築設備等については、全てテナント等の所有する償却資産となります。

対象の資産については、12 ページで確認してください。どちらの資産か不明な場合は、家屋の所有者に確認してください。

### ② 太陽光発電について

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を設置された方は、お持ちの資産が申告対象になる場合があります。次の一覧表でご確認ください。

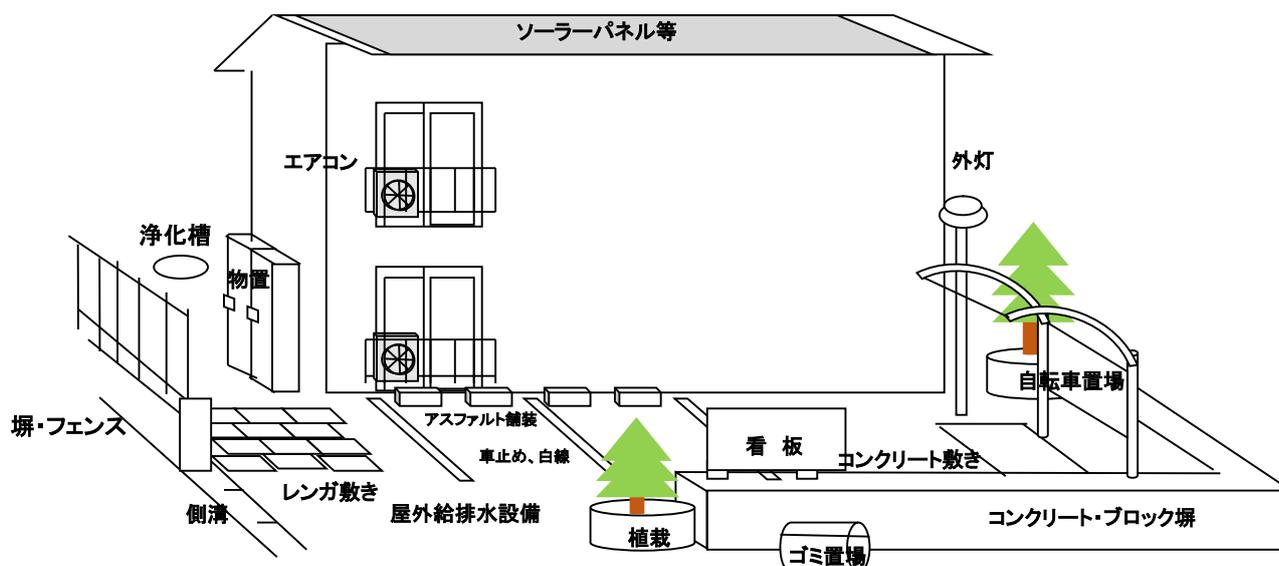
#### ★課税対象要件の一覧表

所有者	全量売電	余剰売電	自家消費
法人	○ 対象	○ 対象	○ 対象
個人(10kw 以上)	○ 対象	○ 対象	× 対象外
個人(10kw 未満)	○ 対象	× 対象外	× 対象外

- 個人所有(10kw 未満)の設備であっても事業用家屋(共同住宅等)上に設置されたものは申告の対象となります。
- 屋根建材型のパネル(置き型ではないもの)は、家屋として評価されているため、償却資産の申告対象外となります。

### ③ 共同住宅(賃貸アパート)等の申告について

共同住宅(賃貸アパート)や貸店舗、貸駐車場の設備の中には、償却資産の対象となるものがあります。対象となる償却資産の具体例は下記図のとおりです。ここに掲載していないものは、資産税課におたずねください。



## 参考

### 国税との比較表

区 分	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税の取扱い (償却資産)
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	一般の資産は旧定率法 (固定資産評価基準に定められた減価 率を用いる)  ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却の適用 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	原則区分評価	区分評価

#### 耐用年数の短縮または増加償却を適用した資産

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に、耐用年数の短縮または増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長または国税局長に提出した届出または承認申請書の写しを提出してください。これらの資産については、税務計算の取り扱いに準じて評価額が算出されます。

## その他

### よくある質問について

申告に際してのよくある質問について、市のホームページに掲載していますのでご利用ください。

出雲市 償却資産 よくある質問



固定資産税（償却資産）を申告する皆様へ

# エルタックス eLTAX の電子申告を ぜひご利用ください！

## 1. 電子申告のメリット

### ① 電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できます。  
→ 混み合う窓口に出かける必要が無く、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。  
→ PCdesk（無料）やeLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することが可能です。

### ② 償却資産の申告書作成支援機能（一括作成機能）のご紹介（令和2年12月リリース）

画面入力で資産の一覧管理ができます。増加資産や減少資産を反映すると、申告時に変更分を抽出して、提出すべき複数団体へ一括申告が可能です。（詳しくはコチラ：  
<https://www.eltax.lta.go.jp/documents/02648>）

#### ① 一覧管理

提出先	資産の名前	数量	取得価格
A市	ヘリコプター	1	999,999
A市	ボート	3	888,888
B市	エアコン	20	777,777
B市	応接セット	2	666,666
C市	ベッド	5	555,555



PCdesk(DL版)

#### ② 一括申告

## 2. eLTAXのご案内



eLTAXの利用時間	8：30～24：00 (土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。) ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。
eLTAXホームページ	<a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a>
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。 <a href="https://eltax.custhelp.com/">https://eltax.custhelp.com/</a> 

お早めにご申告くださいますよう、ご協力お願いします。